

山陽小野田市行政評価報告書
【平成25年度事務事業分】

平成27年2月

山陽小野田市

目 次

1	行政評価の概要	1
2	事務事業評価の方法	2
3	事務事業評価の評価視点	2
4	事務事業評価の結果	5
5	総括	6
6	参考資料	7

1 行政評価の概要（事務事業評価の位置づけ）

(1) 行政評価とは

計画と実施の繰り返しであったこれまでの行政の仕事の流れにPDCAサイクルを取り入れ、行政活動を統一的な視点をもって客観的に評価し、その結果を次の活動に反映させる取組です。

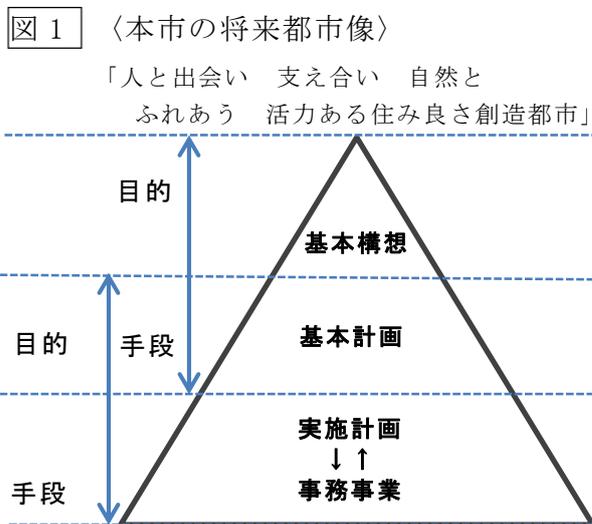
(2) 行政評価の目的

山陽小野田市では、総合計画における基本事業ごとに、それを構成する事務事業について行政評価を実施しています。その主な目的は、次の4つです。

- 1 事業効果の点検と事業改善への取組
- 2 行政資源の有効活用
- 3 市民への説明責任の確保と行政活動の信頼性の向上
- 4 職員の意識改革と政策形成に関する能力の向上

(3) 総合計画と行政評価の関連性及びその活用について

第一次山陽小野田市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つから構成され、イメージは三角形（[図1](#)）となります。頂点に本市の将来都市像を掲げ、一番上の層は本市のまちづくりの理念とそれを実現するための施策大綱を示した基本構想、中間の層は基本構想に掲げる基本目標を達成するための基本計画、下層は基本計画で示した施策の目的



層は基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な事業を具体的に示した実施計画とする構成となっています。それぞれ3つの計画は、本市が掲げる将来都市像を達成するための目的と手段の関係です。

本市の総合計画の体系図は「6参考資料」を参照してください。

行政評価は、それぞれの事務事業を振り返り、その成果と上位施策への貢献度について検証を行い、総合計画の進捗度を把握するもの

です。

市では、これら行政評価の仕組みを総合計画の着実な進行と実効性を確保する手段とし、また、作成した事務事業評価シートを市民に向けた事業報告として公表します。

事業担当課は、この総合計画の目的と手段の関連性を意識して、事務事業の成果と上位施策への貢献度について検証し、事務事業のスクラップアンドビルド及び市民サービスの質の向上につなげるツールとして活用します。

※P D C Aサイクルとは、事業活動においてP l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）の流れをつくり、次の計画に活かしていくマネジメント手法の一つです。本市では、事業や業務計画の作成、計画の実行、目標と結果の検証、見出された課題の改善の4つのステップを繰り返しながら、段階的に業務改善を行うことで、市民サービスの質や業務の効率性の向上に努めています。

2 事務事業評価の方法

事務事業評価シートは、山陽小野田市第一次総合計画を鑑み、事務事業の目的を達成するための進行管理や事業の改善に役立てるものです。

事務事業評価は、事業内容にかかわらず全ての事務事業（病院、水道を除く）を対象とします。

予算計上を伴わない事務事業（ゼロ予算事業）も評価の対象としています。

係長級職員がシートを作成し、課（局・室・所）内で協議し、事業に係る評価・検討を行います。

担当課で一次評価を行い、所管部長級職員及び同部内の課長級職員で二次評価実施体制を組織し、事務事業評価ごとの「今後の方向性及び改善時期」を決定します。

3 事務事業評価の評価視点

(1) 目標達成度

事務事業について活動指標、成果指標といった数値目標を設定し、実績と比較することで達成率を検証します。

活動指標、成果指標の達成率から単年度の目標達成度（このたびは平成25年度）を評価します。

【評価項目】

- ・かなり良い
- ・良い
- ・普通
- ・悪い
- ・かなり悪い

※活動指標とは、事務事業の目的を達成するためにどれだけの行政活動を行う必要があるのかを目標として示すものです。

※成果指標とは、事務事業を行うことによって対象（受益者）がどのくらい意図

どおりになったのかを目標として示すものです。

(2) 妥当性・効率性・有効性

事務事業の妥当性、効率性、有効性の3つの観点から事業を評価し、次年度の事務事業の方向性を示します。

①妥当性について

- ・自治体関与の妥当性
市が実施する理由、他の公共団体や地域の団体等との役割分担が妥当であるかを評価します。
- ・目的の妥当性
当該事務事業に対する住民ニーズ、総合計画の上位施策を考慮して目的が妥当であるかを評価します。
- ・対象（受益者）の妥当性
対象となっている人やものにずれはないか。対象とする範囲は間違っていないかを評価します。

【評価項目】

- ・妥当である
- ・概ね妥当である
- ・検討が必要

②効率性について

- ・コスト効率
実施手段の適正化、電子化、人員の見直しによりコスト効率が高いものとなっているかを評価します。
- ・実施主体の適正化
民間委託や指定管理者制度の導入等は可能かを評価します。
- ・負担割合の適正化
コスト全体に占める自治体の負担（補助）割合は適正かを評価します。

【評価項目】

- ・適正である
- ・概ね適正である
- ・検討が必要

③有効性について

- ・目標達成度
指標の単年度目標は達成できたか、指標の長期的な目標値は達成できるかを評価します。

【評価項目】

- ・達成している

- ・概ね達成している
- ・検討が必要

- ・類似事業の存在

他の実施機関や他部局で同種・同類の事業があり、事業内容を見直す必要があるかを評価します。

【評価項目】

- ・存在する
- ・存在しない

- ・上位施策への貢献度

事業の成果は総合計画の上位施策の目的達成に貢献しているかを評価します。

【評価項目】

- ・貢献している
- ・概ね貢献している
- ・検討が必要

(3) 今後の方向性・改善時期

次年度の事業の方向性について、上記の評価の結果及び課題等を踏まえて、判定します。また必要に応じて改善時期を検討します。

①今後の方向性について

【評価項目】

- ・計画どおり事業を進めることが適当
- ・事業の進め方等に改善が必要
- ・事業の統合、規模、内容、実施主体の見直し等が必要
- ・事業の休止、廃止の検討が必要
- ・事業の終了

②改善時期

【評価項目】

- ・既に改善済
- ・平成 26 年度中に改善に着手
- ・平成 27 年度以降、改善する予定

4 事務事業評価の結果

平成25年度に実施した769事業について、事務事業評価を実施しました。
主な評価結果は次のとおりです。

(1) 目標達成度の結果について

○評価項目

A：かなり良い B：良い C：普通 D：悪い E：かなり悪い

※全769事業のうちには目標を設定するにはそぐわない内容の事業があるため、
目標達成度を検証できた事業は456事業でした。

目標達成度集計表

(事業数)

総合計画 施策体系	目標達成度評価項目					合計
	A	B	C	D	E	
第1章	47	41	27	10	0	125
第2章	21	24	20	3	1	69
第3章	29	21	20	3	0	73
第4章	26	11	15	4	0	56
第5章	36	47	21	1	0	105
施策体系外	9	1	18	0	0	28
合計	168	145	121	21	1	456

(2) 今後の方向性の結果について

○評価項目

A：計画どおり事業を進めることが適当

B：事業の進め方等に改善が必要

C：事業の統合、規模、内容、実施主体の見直し等が必要

D：事業の休止、廃止の検討が必要

E：事業の終了

今後の方向性集計表

(事業数)

総合計画 施策体系	今後の方向性評価項目					合計
	A	B	C	D	E	
第1章	186	33	8	0	22	249
第2章	65	25	3	0	11	104
第3章	85	11	1	0	6	103
第4章	92	13	4	1	8	118
第5章	89	11	4	0	11	115
施策体系外	72	4	2	0	2	80
合計	589	97	22	1	60	769

5 総括

平成26年度の事務事業評価（平成25年度に実施した事業）は、769事業を対象に実施しました。

「目標達成度」について、検証できた456事業のうち、A評価（かなり良い）・B評価（良い）・C評価（普通）が434事業ありました。

また、「今後の方向性」では、平成25年度で事業を終了する60事業を除く709事業についての「今後の方向性」のうち、A評価（計画どおり事業を進めることが適当）であった事業が589事業ありました。

これらの結果から本市の事業の進捗状況は概ね順調と考えられます。

しかし、「今後の方向性」のうち、B評価（事業の進め方等に改善が必要）が97事業、C評価（事業の統合、規模、内容、実施主体の見直し等が必要）が22事業、D評価（事業の休止、廃止の検討が必要）が1事業ありました。そのうち改善時期を「26年度中に改善に着手」としたものが88事業、「27年度以降、改善する予定」としたものが23事業ほどありました。

これらの事業につきましては、課題や問題点を事務事業評価シートに挙げておりますので、事業の手法や効率的実施についての改善策を図りながら実施した上で、平成27年度以降の事務事業評価において、改めて検証する必要があります。

また、総合計画の施策体系別での「今後の方向性」の評価結果では、A評価の割合が高いのは、「第3章 うるおいのある快適なまちづくり（主に生活環境や都市基盤の整備）」の分野と「第5章 人が輝く心豊かなまちづくり（主に教育や文化の振興）」の分野であることが分かり、B評価・C評価の割合が高いのは、「第2章 市民が主役のまちづくり（主に地域づくりや行財政改革）」の分野であることが分かりました。

以上の評価結果を踏まえ、平成27年度以降の効果的な事業選択と行政資源の効率的配分を推進していくとともに、第一次山陽小野田市総合計画の進捗状況を把握し、将来都市像『人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市』の実現に向けて成果向上を図っていきます。

6 参考資料：山陽小野田市第一次総合計画体系図

「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市」

第1章 暮らしの安心・安全を守るまちづくり

1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

- (1) 次世代育成支援の充実
- (2) 仕事と子育ての両立支援
- (3) 母子保健対策の充実

2 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり

- (1) 高齢者福祉の充実
- (2) 介護サービスの充実
- (3) 障がい者福祉の充実
- (4) 地域福祉の充実
- (5) 社会保障の充実

3 生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 地域医療の充実

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

- (1) 消防体制の充実
- (2) 救急・救助体制の充実
- (3) 防災体制の充実
- (4) 市域保全の充実
- (5) 交通安全と治安の確保
- (6) 消費者の保護と意識啓発

第2章 市民が主役のまちづくり

5 市民が主役の地域づくり

- (1) 地域コミュニティの振興
- (2) 市民活動の活性化
- (3) 市民と行政との協働のまちづくり

6 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成

- (1) 人権尊重のまちづくりの推進
- (2) 男女共同参画社会の形成

7 効率的で、健全な行財政基盤づくり

- (1) 効率的な行政運営の推進
- (2) 電子自治体の推進と行政サービスの向上
- (3) 財政運営の健全化
- (4) 広域連携の強化

第3章 うるおいのある快適なまちづくり

8 自然環境の保全と活用

- (1) 自然環境保全意識の高揚
- (2) 自然環境の保全と適正活用

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

- (1) 良質な居住の確保
- (2) 公園・緑地の整備・保全
- (3) 上水道の整備
- (4) 下水道の整備
- (5) 生活交通の充実
- (6) 美しいふるさと景観づくり

10 資源循環型社会のまちづくり

- (1) 省資源・循環型ライフスタイルへの転換
- (2) 環境衛生の向上
- (3) 環境保全対策の推進

第4章 にぎわいと活力にみちたまちづくり

11 多様な働く場の確保

- (1) 産学公連携による新産業の創出
- (2) 労働環境の向上

12 魅力と活力ある産業の振興

- (1) 工業の振興
- (2) 商業・サービス業の活性化
- (3) 農業の振興
- (4) 林業の振興
- (5) 水産業の振興
- (6) 地場流通の推進
- (7) 観光・交流の振興

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

- (1) 適正な土地利用の推進
- (2) 広域交通体系の整備
- (3) 港湾整備の促進
- (4) 高度情報化への対応
- (5) 国際交流・地域間交流の推進
- (6) 定住促進

第5章 人が輝く心豊かなまちづくり

14 意欲のある人づくり

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 義務教育の充実
- (3) 高等学校・高等教育機関との連携・活用

15 家庭や地域社会の教育力の向上

- (1) 生涯学習推進体制の充実
- (2) 青少年の健全育成

16 多彩な芸術文化とスポーツの振興

- (1) 文化財の保護・継承
- (2) 芸術文化の振興
- (3) スポーツ・レクリエーションの振興